

業務及び財産の状況に関する説明書類

第7期 2023年7月1日から2024年6月30日まで

2024年8月29日作成	
監査法人名	明星監査法人
所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 2番1号岸本ビル7階
代表者	木本恵輔

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ① 財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務（以下「監査証明業務」という。）
- ② 財務書類（電磁的記録を含む。）の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

年 月	事 項
2017年9月	明星監査法人を設立。東京都新宿区に事務所を設置。
2021年7月	東京都目黒区へ事務所を移転。
2023年11月	東京都千代田区へ事務所を移転。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

第7期は、監査証明業務については29社、非監査証明業務については14社の契約を得ております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特筆事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	4社	4社
②金商法監査	0	0
③会社法監査	5	0
④学校法人監査	0	0
⑤労働組合監査	0	0
⑥その他の法定監査	14	0
⑦その他の任意監査	6	0
計	29社	4社

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等に対して M&A コンサルティング業務等を提供し、その他の会社に対して顧問契約等を締結しております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会等から公表された諸基準、委員会報告、実務指針等に準拠した監査マニュアル等を定めております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 独立性の保持のための方針

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために日本公認会計士協会が定める倫理規則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針を定めております。

また、当法人は、当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守していることを確認するために、独立性に関するチェックリストを用いて、当法人及び専門要員の独立性を確認する手続を実施しております。また、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対する適切な措置を講じることとしております。

② 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約を新規に締結するに先立ち、また既存の監査契約の更新の是非について、監査業務の質を確保するべく、関与先の誠実性を考慮すると同時に、受嘱する監査事務所としての規模や能力等の適格性についても検討を加え、社員会の決議により決定することとしております。

③ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用にあたっては、職業専門家としての経験・能力及び適性について十分に検討することとしております。その上で職業倫理の徹底や専門能力の向上のために必要な教育・訓練を実施し、その評価を踏まえて採否を決定しております。

また、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度である CPD の必要単位を取得することを義務付けると共に、必要に応じて集合研修を行うこととしております。

社員の報酬は、監査証明業務等への関与時間数を基礎として決定しております。

④ 業務の実施

監査業務の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会等から公表された諸基準、委員会報告、実務指針などに準拠した監査マニュアル等を定めております。

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、監査チーム内で十分な検討を行うこととし、必要に応じて、当法人内外の専門的な知識、経験等の保有者へ問合せを行い、入手した見解を検討することとしております。

個別監査業務ごとに審査担当者を選任し、所定の品質管理規程に基づいて監査計画及び監査意見形成のための審査を行っております。

監査上の判断の相違に関しては、監査責任者が品質管理責任者と協議を行い解決することとしておりますが、解決されない場合は、社員会は、当法人内外の専門的な知識、経験等の保有者へ問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしております。なお、見解の相違が解決されない限り、監査報告書を発行しないこととしております。

⑤ 品質管理システムの監視

品質管理のシステムの監視については、品質管理責任者が管掌し、個別の監査業務の実施状況を定期的に検証することとしております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人では、全ての監査業務ごとに審査担当者を選任し、所定の品質管理規程に基づいて監査計画及び監査意見形成のための審査を行っております。これにより、社員以外の者が社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを牽制し、また、影響を及ぼした場合は、適時に適切な処置をとることとしております。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

2024年2月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
 代表者（最高経営責任者）が、当監査法人における業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

なお、品質管理責任者として社員 高橋正伸を任命し、当該品質管理責任者による品質管理のシステムの整備及び運用は適切であると判断しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

(2) 提携を開始した年月

(3) 業務上の提携の内容

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8人	0人	8人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
		人	人	人

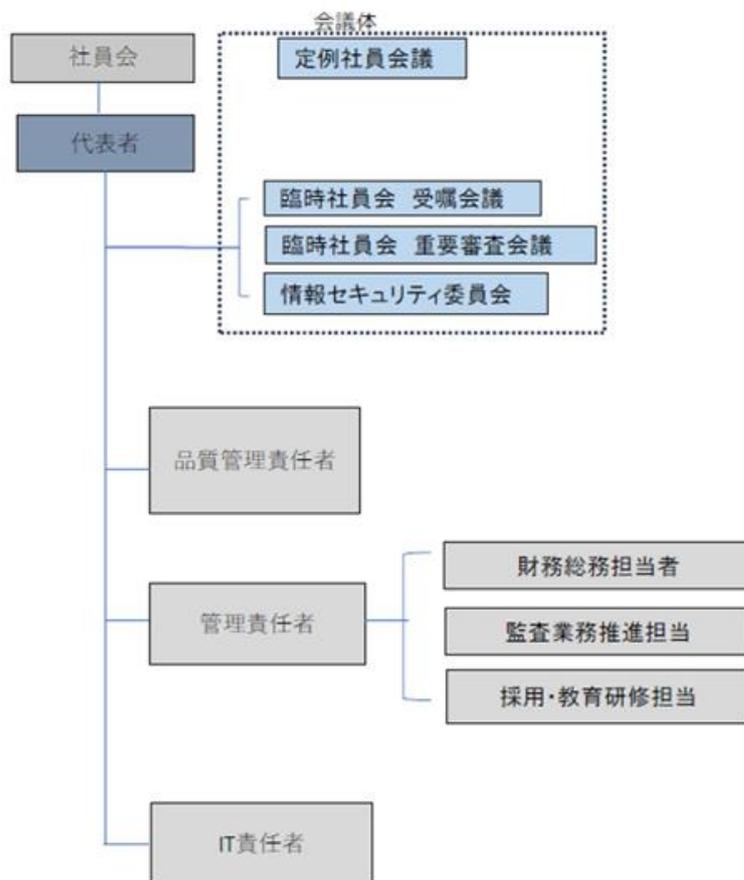
社員の一部をもって構成される合議体はありません。

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)	東京都千代田丸の内二丁目 2番1号岸本ビル7階	8人	0人	8人	1人
(従)	—	—	—	—	—
	合計	8人	0人	8人	1人

四. 監査法人の組織の概要

品質管理責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負っております。また、品質管理責任者は、社員会で決定することとしております。



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位： 千円)

区分	第 6 期	第 7 期
監査証明業務	194,586	269,841
非監査証明業務	56,270	42,883
合計	250,856	312,724

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、添付していません。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、添付していません。

4. 供託金の額

(単位： 円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する 供託金の額	
供託所へ供託した供託金の額 (金銭及び有価証券の額)	
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約の てん補限度額(1 事故/期間中)	/

無限責任監査法人のため、記載していません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

契約の相手方	保険の種類	契約年月日	保険金の額(てん補限度額) (1 事故/期間中)

無限責任監査法人のため、記載していません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

株式会社デルソーレ

株式会社グローバルダイニング

株式会社タウンニュース社

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

以上